

高齢者施設 新型コロナウイルス感染症対策 緊急説明会

令和5年3月28日(火) 15:00～16:00
オンライン開催

山梨県福祉保健部 健康長寿推進課

1

基本的考え方

高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、高齢者施設等における対応（入所者が陽性となった場合の対応等）について、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する。

※施設内療養の補助については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で実施し、5類移行後の状況を踏まえて見直しを行う。

（令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2

5 類移行に向けた準備

- ① 医療機関との連携強化
- ② 感染症BCPの策定
- ③ 研修および訓練の実施

3

各種支援策

- ① 介護職員の派遣 → 継続
- ② 看護職員の派遣 → 継続
- ③ 施設内療養、かかり増し経費への補助
→ 継続（要件新設）
- ④ 医師の派遣 → 検討中
- ⑤ 酸素濃縮器の貸出 → 検討中

4

① 介護職員の派遣

◆概要

感染症が発生し、介護職員が不足した施設に職員を派遣する。
(県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協議会と連携)

◆対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（派遣職員の候補者名簿に職員を登録した施設に限る）

◆相談先

健康長寿推進課

5

② 看護職員の派遣

◆概要

感染症が発生し、看護職員が不足した施設に職員を派遣する。
(県看護協会と連携)

◆対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護事業所

◆相談先

健康長寿推進課

6

③ 施設内療養、かかり増し経費への補助

◆概要

a)施設内療養への補助

基本補助 施設内療養者1人当たり1日1万円（最大15万円）

追加補助 施設内療養者1人当たり1日1万円（最大15万円） ※一定以上の療養者

b)かかり増し経費への補助

通常の介護サービス提供では想定されないかかり増し経費について補助。

※上限あり

◆対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

◆相談先

健康長寿推進課

7

◆要件の新設

医療機関との連携や高齢者施設等における感染対策をさらに推進する観点から、令和5年5月8日の位置づけ変更後は、以下の要件を満たす高齢者施設等に限り補助。

➤医療機関の確保

➤感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

➤オミクロン株ワクチンの接種

8

➤医療機関の確保

- 施設の入所者に新型コロナの感染者(疑い含む)が発生した際に、以下の3項目全ての対応を行う医療機関を確保済みであること。
(自施設の医師が対応を行う場合も含む。)
- ✓施設からの電話等による相談への対応
- ✓施設への往診(オンライン診療含む)
- ✓入院の要否の判断や入院調整
(当該医療機関以外への入院調整も含む)

9

➤感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

- 全職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施済みであること。
(令和5年5月7日までに実施予定の場合も含む。)

10

▶オミクロン株ワクチンの接種

- 希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン（1回目）の施設単位での接種が実施済みであること。
- 希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン（2回目）の施設単位での接種を実施する予定があること。

※住民接種により対応した（対応する）場合においては、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合に限る。

11

◆要件調査の実施

令和5年4月中に、高齢者施設等の全てに対して調査を実施。
調査で要件を満たすことが確認できた施設等に関し補助を実施。

12